

展示「明治・大正のくらし」

平成24年3月21日～5月10日



① 【明す 590(7)】

【 】は滋賀県歴史的文書の文書番号

「粟島神社祭礼の図」 明治6年（1873年）

①

東浅井郡安養寺村（長浜市）の粟島神社の氏子が県に出した「祭礼再興願」に添えた図。この願いは認められなかった。粟島神社は大神社と改称したのち、明治44年（1911年）に安養神社と合併して大安養神社となる。

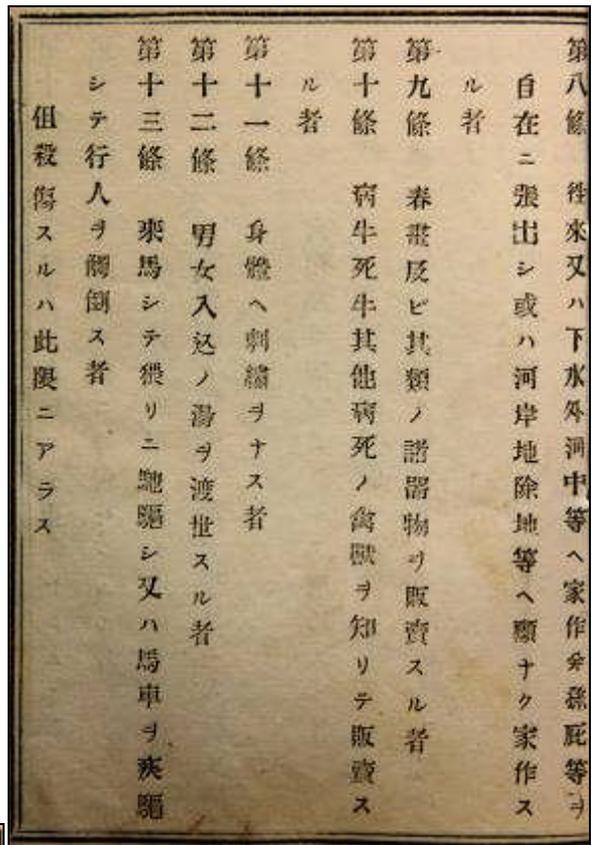
見開き11頁にわたって綴じられている祭礼の絵には源晋（東浅井郡青名（長浜市湖北町青名）の郷土史家、南部晋）の落款がある。

明治とくらしの変化

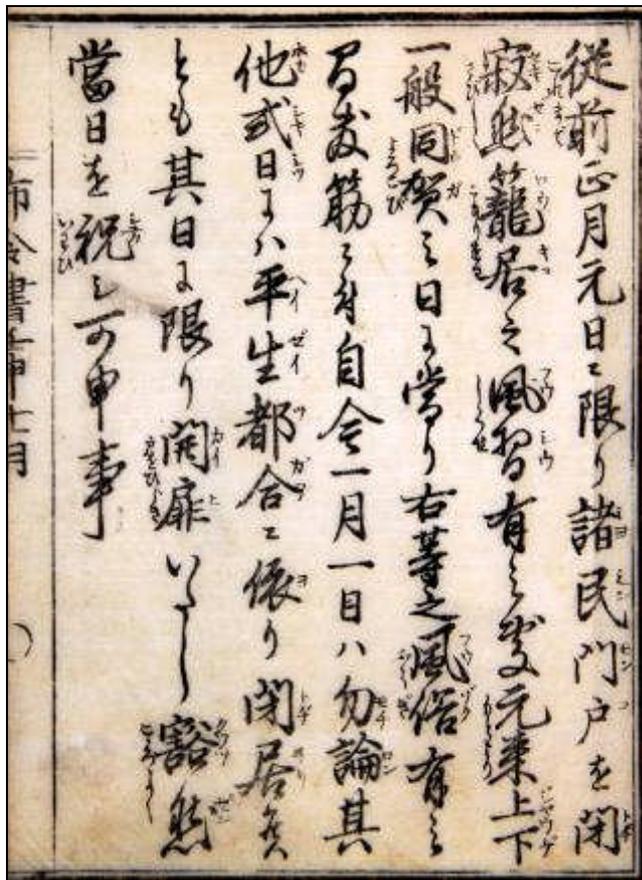
「地方違式註違条例」

明治6年(1873年) ②

「近代化」を目指す明治政府は、それまでの人々の風俗を「違式」などとして禁じ、罰金などの罰則を定めた。違式第11条では、身体への刺繍(入れ墨)、12条では男女混浴を禁止している。ほかにも婦人が「謂れなく断髪」することや「巨大の紙鳶(凧)」をあげることなどが規制されている。



② 【明あ40(33)】



③ 【明い224(95)】

「正月元日の風習を改める事」

明治5年(1872年) ③

正月元旦は、門戸を「豁然」と、こころよく開いて祝うように県令(現在の知事)名でわざわざ達している。家の中で静かに「寂然籠居」する元旦の風習は、明治になって県庁や小学校での年始式が行われるようになり、初詣などの外出が一般化するなど変化していったという。

「八幡町の左義長、冗費相省き方見込  
差出すよう達」 明治5年（1872年）

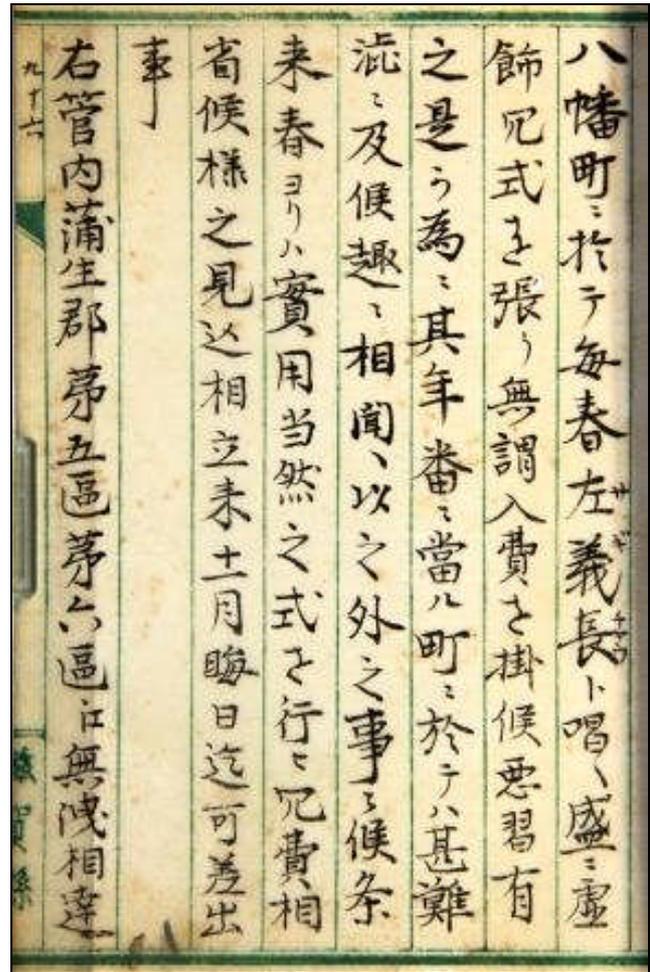
④

左義長は「ドンド」などともいう、主に小正月（1月15日）に行う火祭り行事。旧八幡町（近江八幡市）では、趣向をこらした造り物（ダシ）を掲げた左義長を作り、それを練りまわした後、日牟礼八幡宮で奉火する〔記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国・県選択）〕。

それが虚飾をはり、費用をかけた悪習になっているので、「冗費（むだな費用）」を省いた祭にし、その計画書を出すように県は指示している。

このあと明治6、7年のまつりは中止され、明治8年に小正月から現在の3月に日程を変更して再開した。

（参照『滋賀県八幡町史中』）



④ 【明い31 合2(96)】

### ムラの一年

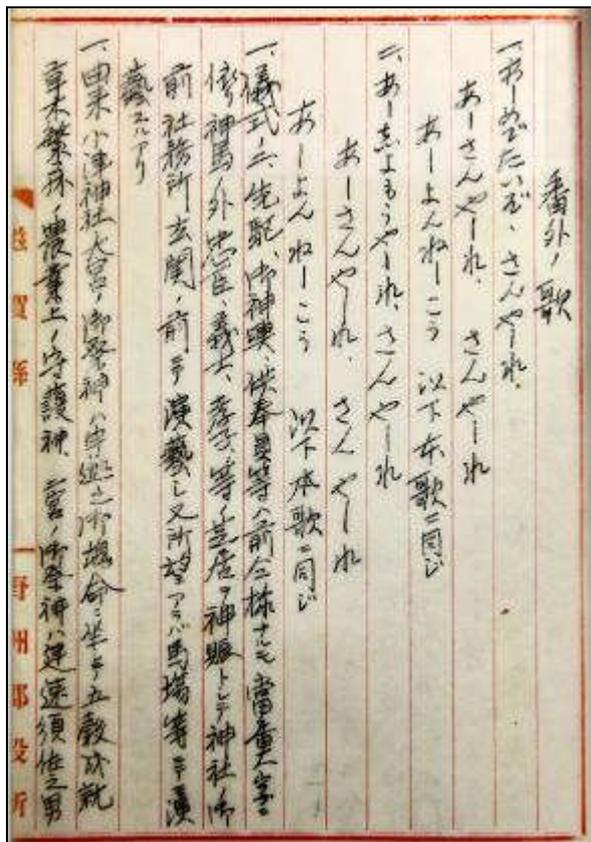
「民力涵養勤儉奨励 娯楽調査 滋賀郡木戸村」 昭和4年（1929年） ⑤

大正8年（1919年）以来の国の「民力涵養運動」によって、県でも行事の簡素化などが指示された。そのもとでなされた調査のまとめ。

木戸村（大津市）は、当時は農業が主な産業であった滋賀郡北部の琵琶湖に面した村。正月には伊勢太神楽の獅子舞が巡業に訪れ、神社で奉納し、各家を回っていた。盆や二百十日（台風が多いとされる日）などには青年たちが太鼓踊りを行い、芝居をすることや狂言を雇うこともあったといい、村の娯楽のようすがうかがえる。







「神社特種神事について（野洲郡小津村小津神社）」大正 13 年（1924 年）⑧

県が各郡に命じた「神社特種神事」調査の報告。

小津神社（守山市杉江町）の例祭は、旧小津村・玉津村の各字が年ごとに交代で太鼓踊りや長刀振り、稚児行列などを奉納する華やかな5月のまつり [記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国・県選択）]。

太鼓踊りの「歌」に特徴的な「さんやーれ」のことが見える。

また、字によっては忠臣や義士などの演芸を行うとされているが、現在は行われていない。

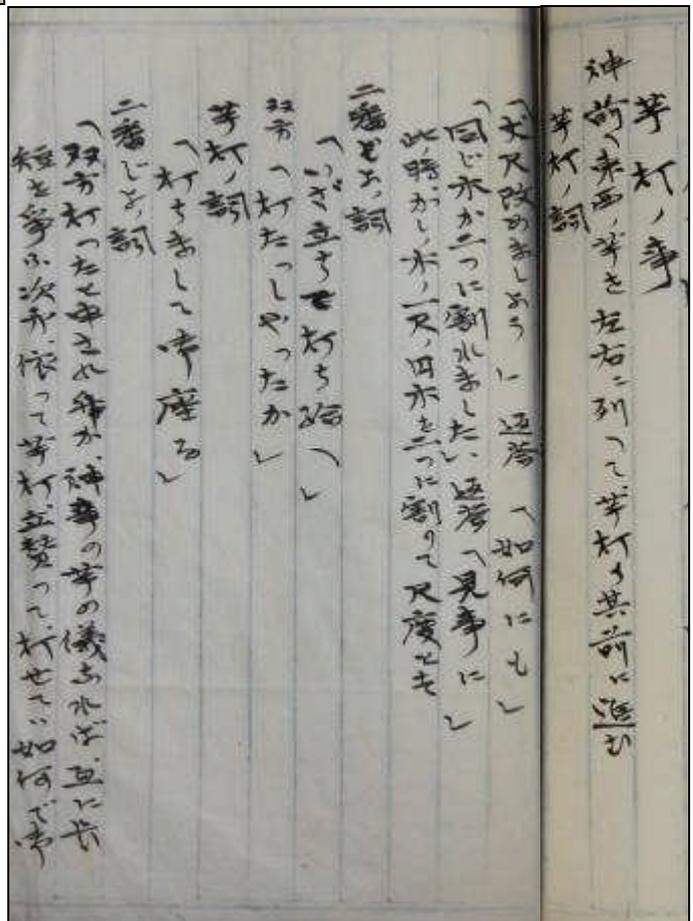
⑧ 【明ふ 128 合 3 (62)】

「神社特種神事報告（中山熊野神社芋競べ神事）」 大正 13 年（1924 年）

⑨

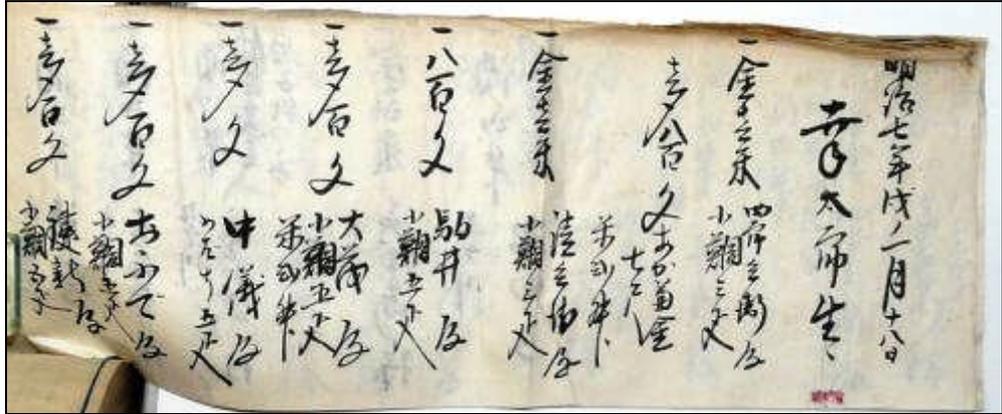
芋競べ神事は、蒲生郡北比都佐村中山（日野町）の東谷と西谷が里芋（トウノイモなど）の長さを競う「天下の奇祭」と称されるまつり。

祭礼は「山若」という一定年齢の男子の集団が執り行う。現在もここに書かれているように「丈尺（芋を計る樫の木<sup>やまわか</sup>の物差し）改めましょう」「いかにも・・・」と、演劇的に進められる [国指定重要無形民俗文化財]。



⑨ 【大ふ 48(17)】

ムラでの一生



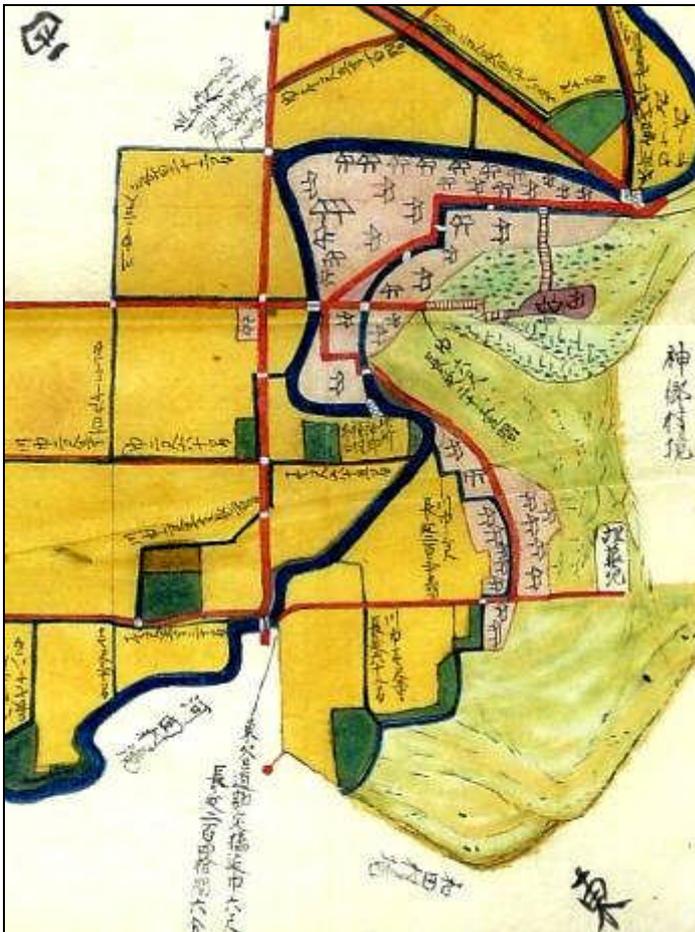
⑩  
【明さ 136  
(58)】

「祝儀ひかえ」

明治 24 年 (1891 年) 提出 ⑩

戸籍の生年月日の訂正依頼に添えられた祝儀控え帳の写し。各家では贈答のやりとりを毎回、書き留めていた。

明治 7 年に高島郡安養寺村 (高島市) で生まれた長男、幸太郎さんの誕生に村内や近隣の 50 人ほどから祝儀金とともに小鯛、米、めばち (めばる) などが贈られている。別の部分には砂糖やあわびなども書かれている。



「神崎郡長勝寺村」

明治 7 年 (1874 年) ⑪

神崎郡長勝寺村 (東近江市) は、詣でる墓と遺体を埋める墓の二つの墓所を持つ村。

石塔は長勝寺 (地図中央右の山上) に作っていたが、隣の村と接する山の上に「サンマイ」と呼ぶ共有の「埋葬地」があった。埋葬地では葬儀の順に埋葬していくこともあるが、長勝寺村ではそれぞれの家が区画を持ち、そこに埋葬していたという。

(部分)  
⑪【明へ 5(87)】